

平成 30 年度 内閣官房委託調査

事業者による責任あるギャンブル対策に関する
海外事例詳細調査 報告書

平成 31 年 2 月

有限責任 あずさ監査法人

本調査の内容は、全て調査実施者の見解であり、内閣官房の公式見解を示すものではありません。

目次

1. 報告書要旨	3
2. 総論	4
(1) 調査目的	4
(2) 調査対象	4
(3) 調査項目	4
3. カナダ ブリティッシュ・コロンビア州	6
(1) IR・カジノの概況	6
(2) 責任あるギャンブリング対策	9
① 責任あるギャンブリング対策関連法令等	9
② 責任あるギャンブリング対策に関する関係主体	14
③ 責任あるギャンブリング・プログラムの内容	26
④ 利用制限プログラムの実行状況	29
⑤ 広告規制	33
⑥ 相談業務の体制	35
⑦ 治療体制	43
⑧ 自助団体の活動状況	47
⑨ 普及啓発活動	50
⑩ 青少年対策	55
⑪ 実態調査	60
4. オーストラリア ニューサウスウェールズ州	63
(1) IR・カジノの概況	63
(2) 責任あるギャンブリング対策	65
① 責任あるギャンブリング対策関連法令等	65
② 責任あるギャンブリング対策に関する関係主体	70
③ 責任あるギャンブリング・プログラムの内容	81
④ 利用制限プログラムの実行状況	85
⑤ 広告規制	90
⑥ 相談業務の体制	92
⑦ 治療体制	97
⑧ 自助団体の活動状況	100
⑨ 普及啓発活動	103
⑩ 青少年対策	109

⑪	実態調査	113
5.	マカオ.....	116
(1)	IR・カジノの概況	116
(2)	責任あるギャンブル対策	123
①	責任あるギャンブル対策関連法令	123
②	責任あるギャンブル対策に関する関係主体.....	125
③	責任あるギャンブル・プログラムの内容	132
④	入場制限プログラムの実行状況.....	144
⑤	広告規制	147
⑥	相談業務の体制	148
⑦	治療体制	152
⑧	自助団体の活動状況.....	153
⑨	普及啓発活動.....	154
⑩	青少年対策	158
⑪	実態調査	162
6.	ドイツ.....	163
(1)	諸外国カジノ・IR の状況	163
(2)	責任あるギャンブル対策	165
①	責任あるギャンブル対策関連法令等.....	165
②	責任あるギャンブル対策に関する関係主体.....	166
③	責任あるギャンブル・プログラムの内容	167
④	入場制限プログラムの実行状況.....	168
⑤	広告規制	170
⑥	相談業務の体制	171
⑦	治療体制	172
⑧	自助団体の活動状況.....	172
⑨	普及啓発活動.....	172
⑩	青少年対策	173
⑪	実態調査	173
	目録（引用した文献、法令等）.....	187

1. 報告書要旨

統合型リゾート（IR）の導入にあたっては、カジノが解禁されている諸外国では「責任あるギャンブリング（Responsible Gambling）」等と呼ばれる積極的なギャンブル依存症対策が講じられている。そこで、日本型 IR 等におけるギャンブル依存症対策の効果的運用を見据え、諸外国の事業者における具体的な責任あるギャンブリング対策について、情報収集・集約・整理・分析を実施した。

調査対象とした国・地域は、カナダのプリティッシュ・コロンビア州、オーストラリアのニューサウスウェールズ州、マカオ、ドイツのバーデン・ヴュルテンベルク州である。

諸外国における責任あるギャンブリング対策は、国や地域の文化やカジノ解禁の背景により、法令等で規制されている項目、事業者が自主的に実施している項目等が異なる。そこで、まずは、調査対象国・地域の責任あるギャンブリング対策に関連する法令、規制等の策定状況、またその関係規定の内容について整理している。

また、責任あるギャンブリング対策の関係主体は、政府機関、民間機関、事業者等様々あり、国や地域によって各種関係主体の役割、範囲等が異なる。そこで、次に、調査対象国・地域の責任あるギャンブリング対策に関する関係主体の権限、役割、活動状況等の組織概要について整理している。

事業者は、責任あるギャンブリング・プログラムを策定し、実施している。その内容には、法律や規定に従い実施しているプログラムと、自主的に実施しているプログラムとがある。そこで、事業者が実施している責任あるギャンブリング・プログラムに関して、その内容を法律・規制として実施しているプログラムと自主的に実施しているプログラムとに分類して、整理している。

責任あるギャンブリング・プログラムの中のうち、代表的なものとして入場制限プログラムが挙げられる。そこで、諸外国で採用されている入場制限プログラムの申請方法、入場制限期間、解除方法、違反した場合の罰則等に関して、本人による申請の場合と家族等による申請とに分けて、整理している。

また、その他の責任あるギャンブリング対策の代表的なものとして、ギャンブルに関する広告の規制、ギャンブル依存症に関する相談業務、ギャンブル依存症の治療体制の構築や治療機関との連携、ギャンブルに関する正しい知識等の普及啓発活動、青少年の入場禁止や青少年教育等が挙げられる。これらに関しても、具体的にどのような対策が実施されているか整理している。

ギャンブル依存症からの回復のための団体として、自助団体が存在する。本調査では、責任あるギャンブリング対策の調査と合わせて、調査対象国・地域の自助団体の活動状況も整理している。

最後に、調査対象国・地域のギャンブル依存症率の調査状況、及びその結果について把握・分析している。

2. 総論

(1) 調査目的

平成 28 年に成立した特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律（平成 28 年法律第 15 号）の附帯決議において、政府に対してギャンブル依存症の強化が求められている。これを踏まえ、政府は、重層的・多段階的なギャンブル依存症防止対策を実施すべく特定複合観光施設区域整備法の具体的な制度設計を図り、当該法は平成 30 年 7 月に成立した。ただし、当該法の成立にあっても、ギャンブル依存症への懸念は根強いものがあつた。そのため、日本において、統合型リゾート（以下、「IR」とする。）が社会に受容されるためには、法制度のみならず事業者による有効なギャンブル依存症対策の実施が期待される。

そこで、日本型 IR において実施されるべきギャンブル依存症対策を検討するにあたり、先行している諸外国において IR 事業者による「責任あるギャンbling（Responsible Gambling）」等と呼ばれる積極的なギャンブル依存症対策の事例や取組について、制度や実態、その運用に関する情報を幅広く情報収集し、ベストプラクティスを把握し、今後の日本における具体的な制度の整備及び運用に資することを目的として、本調査を実施する。

(2) 調査対象

本調査においては、調査対象地域として、カナダのプリティッシュ・コロンビア州、オーストラリアのニューサウスウェールズ州、マカオ、ドイツのバーデン・ヴュルテンベルク州を選定している。

(3) 調査項目

本調査における責任あるギャンblingに関する調査項目は、以下のとおりである。

- ① 責任あるギャンbling対策関連法令、規則等の策定状況、関係規定の内容
- ② 責任あるギャンbling対策に関する関係主体
- ③ 責任あるギャンbling・プログラムの内容と運用状況
- ④ 利用制限プログラムの実行状況
- ⑤ 広告規制
- ⑥ 相談業務の体制
- ⑦ 治療体制
- ⑧ 自助団体の活動状況
- ⑨ 普及啓発活動
- ⑩ 青少年対策
- ⑪ ギャンブル依存症に係る実態調査や統計情報の収集体制、実績及び調査結果の分析

通貨は、2019年2月28日時点のレートを参考に、現地通貨を以下のレートで一律に日本円に換算している。

為替レート	
1 カナダドル	84.31 円
1 豪ドル	79.34 円
1 中国人民元	16.61 円
1 マカオパタカ	13.78 円
1 ユーロ	126.09 円